

池田町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効な活用を通じて、池田町への移住定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する池田町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的に建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定である町内に存在する住宅（共同住宅及び長屋を除く。）をいう。
- (2) 空き家バンク 所有者等が有する空き家を池田町空き家バンク登録台帳（以下「台帳」という。）に登録し、町が台帳に登録された空き家（以下「登録空き家」という。）に関する情報（以下「登録空き家情報」という。）を利用希望者に提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家の所有権を持つ者又は空き家を売却若しくは賃貸することができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 登録空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 協定締結団体 町と登録空き家に係る売買、賃貸借等の手続きの媒介又は代理並びにこれらに付随する行為（以下「媒介等」という。）に関する協定を締結した団体をいう。

(登録手続き等)

第3条 台帳に空き家を登録しようとする所有者等（第2項において「申請者」という。）は、池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）申請書（様式第1号）に池田町空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 台帳に登録しようとする空き家の敷地に係る権利を有する者が申請者と異なる場合は、申請者は、前項の規定による申請の際に当該権利を有する者が当該申請を承諾したことを証する書面を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは申請内容を確認し、当該空き家が次のいずれにも該当しないときは、当該空き家を台帳に登録するものとする。

(1) 居住等に適さないと認められるもの。ただし、売買後利用希望者が当該空き家を取り壊して戸建て住宅を建築する場合は、この限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が台帳に登録することが適当でないと認めるもの

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）完了通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、協定締結団体に登録空き家情報を提供するものとする。

（登録空き家情報の変更）

第4条 前条第4項の規定による通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、登録空き家情報に変更が生じたときは、池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）申請書により速やかに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該登録空き家情報を変更するものとする。

（登録の有効期間及び更新）

第5条 台帳への空き家の登録の有効期間は、当該登録をした日又は次項に規定する申請をした日から起算して2年とする。

2 登録者は、登録の有効期間の満了後も引き続き台帳への空き家の登録を希望するときは、有効期間の満了する日以前に池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）申請書により町長に申請しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 登録者は、台帳への空き家の登録の抹消を希望するときは、池田町空き家バンク登録抹消届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったとき又は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該届出又は当該各号の事由に係る空き家の登録を抹消し、池田町空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録を抹消した旨を当該登録者に通知するものとする。

(1) 登録者が空き家の所有権又は空き家を売却若しくは賃貸することができる権利を喪失したことを確認したとき。

(2) 登録の有効期限が満了したとき。

(3) 登録の申請内容又は登録空き家情報に虚偽があったとき。

(4) その他町長が適当でないと認めるとき。

(登録空き家情報の提供)

第7条 町長は、登録空き家情報のうち必要な情報を町のホームページ及び民間不動産紹介ウェブサイトにより利用希望者に提供することができる。

(媒介等の実施)

第8条 協定締結団体は、町と締結した協定に基づき利用希望者及び登録者に対し、媒介等を実施する。

2 町は、協定締結団体の実施する媒介等に一切関与しないものとし、当該媒介等で生じた損害等の責を負わないものとする。

3 協定締結団体は、媒介等により空き家に係る契約が成立した場合又は媒介等を中断し、若しくは終了した場合は、速やかに町長にその旨を報告するものとする。

(申請及び利用の要件)

第9条 次に掲げる者は、第3条第1項の規定による申請をすることができない。

(1) 暴力団関係者（池田町暴力団排除条例（平成24年池田町条例第16号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとするもの

2 登録空き家を利用する目的が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合は、利用希望者は、登録空き家を利用することができない。

(秘密保持義務及び関係書類の管理等)

第10条 協定締結団体、登録者及び利用希望者（以下「協定締結団体等」という。）は、空き家バンクに関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 協定締結団体等は、空き家バンクに係る書類（以下「関係書類」という。）を町長の許可なく複写、又は複製してはならない。

3 協定締結団体等は、関係書類を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなくてはならない。

4 協定締結団体等は、保有する必要がなくなった関係書類を適切に処分しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。